

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成2年4月1日から同年10月1日までの期間、3年4月1日から同年10月1日までの期間、5年4月1日から同年10月1日までの期間、6年4月1日から同年10月1日までの期間及び8年4月1日から同年7月31日までの期間の標準報酬月額については、2年4月から同年9月までは20万円、3年4月から同年9月までは22万円、5年4月から同年9月までは24万円、6年4月から同年9月までは26万円、8年4月から同年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から8年7月31日まで
② 平成8年7月31日から同年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低額となっていた上、申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①については、平成8年5月分以外の給料支払明細書を全て所持しており、控除されていた厚生年金保険料額を確認できる上、申立期間②については、平成8年7月31日までA社に勤務し、同年7月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもか

かわらず、国（厚生労働省）の記録における被保険者月数が保険料を控除された月数よりも1か月少ないことに納得がいかない。

調査の上、申立期間①の標準報酬月額を訂正し、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成2年4月1日から同年10月1日までの期間、3年4月1日から同年10月1日までの期間、5年4月1日から同年10月1日までの期間、6年4月1日から同年10月1日までの期間、8年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月31日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書から、2年4月から同年9月までは20万円、3年4月から同年9月までは22万円、5年4月から同年9月までは24万円、6年4月から同年9月までは26万円、8年4月及び同年6月は28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①のうち、平成8年5月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人は、当該期間の給料支払明細書を所持していないが、申立人が所持する当該期間前後の給料支払明細書から、同年5月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成2年10月1日から3年4月1日までの期間、同年10月1日から5年4月1日までの期間、同年10月1日から6年4月1日までの期間、同年10月1日から8年4月1日までの期間については、申立人が所持する給料支払明細書から、事業主から支給された報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額

と同額か、又は低額であることが確認できることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人が所持する平成8年7月分給料支払明細書及びA社の回答から、申立人が同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、上記給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日となるのに対し、雇用保険の離職日は退職日の当日となるところ、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は平成8年7月31日、雇用保険の離職日は同年7月30日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 5 日から 45 年 5 月 18 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。改めて社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間当時は、A事業所（昭和 48 年 4 月 2 日、B社に名称変更）に勤務しており、掘削土木工事で発生した土砂を埋立工事現場へダンプカーで運搬していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している元同僚、及びA事業所において申立期間中に厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録から確認できる元従業員の証言から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は既に解散している上、申立期間当時、A事業所において社会保険事務を担当していた元事業主の妻は、「当時の資料が保管されていないため、申立期間当時の勤務状況及び保険料の控除については不明である。」と証言していることから、申立人の申立期間当時における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、上記元事業主の妻は、「当時は個人事業で、従業員を必ず厚生年金保険に加入させていたわけではなく、給与の手取り額を減らしたくない従業員もいたので、厚生年金保険への加入については従業員の希望を聞いていた。」と証言している上、上記元同僚及びA事業所において申立期間中に厚生年金保険

に加入していたことがオンライン記録から確認できる元従業員はいずれも、「厚生年金保険への加入は希望制だった。」と証言しているなど、同事業所では、勤務する従業員を必ずしも一律に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「当時、自身と同様にダンプカーの運転手をしていた同僚に厚生年金保険の加入記録が無ければ、自身も加入していないかもしれない。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該同僚は申立期間のほとんどの期間を含む昭和41年10月1日から45年4月1日までの間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認でき、当該期間に厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、私の記憶している給与額よりも低額となっていることが分かった。

大学卒業後、A社に入社し、初任給は2万7,000円であったが、その年の労使交渉の結果、3,000円のベースアップがあり、初任給は3万円になった。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、A社が保管する資料には、申立人及び申立人が同期入社として氏名を記憶している申立人と同じ大卒の3人について、昭和43年4月1日に従業員として採用され、基本給が1万6,880円、職能加給金が1万120円（合計2万7,000円）であることが記載されている。

また、申立期間当時におけるA社の給与計算担当者は、「当時の新入社員の給与は大卒及び高卒を問わず、基本給に職能加給金を加えたものであり、当該金額を社会保険事務所（当時）に届け出ている。しかし、申立人についての国の記録が、基本給と職能加給金を合算した額となっていないのであれば、書類の書き間違いだと思う。」と証言している。

しかしながら、A社は、「資料が無いため、申立てどおりの保険料控除及び届出を行ったかは不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、上記の同期入社3人の資格取得時の標準報酬月額はいずれも、申立人と同様に1万6,000

円であることが確認できることから、同社は、職能加給金を除く基本給のみを報酬月額として届け出たことがうかがえ、厚生年金保険料の控除額が、基本給に職能加給金を合算した報酬月額に見合う金額であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間について、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。